

4 . 介護保険



大和市マスコットキャラクター「もっく」 (©1993 YAMATO CITY)

介 護 保 険 (1)	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	108				
(1) 被保険者の資格	108			○	
(2) 第一号被保険者数	108			○	
2. 保険料	108				
(1) 第一号被保険者	108			○	
ア. 算定	108			○	
イ. 徴収	110			○	
ウ. 減免制度	110	○		○	
(2) 第二号被保険者	111				
ア. 算定	111				
イ. 徴収	111				
3. 要介護認定	111				
(1) 要介護認定とは	111			○	
(2) 要介護認定の流れ	111			○	
(3) 認定申請者数	112			○	
(4) 調査実施件数	112			○	
(5) 審査判定状況	112			○	
(6) 要介護認定者数	114			○	
4. 保険給付	115				
(1) 認定からサービスの受給まで	115			○	
(2) 給付対象サービスと利用実績	115				
ア. 居宅サービス	115				
(ア) 訪問介護	115	○	○	○	○
(イ) (介護予防) 訪問入浴介護	116	○	○	○	○
(ウ) (介護予防) 訪問看護	116	○	○	○	○
(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション	116	○	○	○	○
(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導	117	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	//	//	//
65歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
40歳～64歳	介護保険法 医療保険各法	//	各 医 療 保 険 者 ・ 保 険 年 金 課
40歳～64歳	//	//	//
40歳～64歳	//	//	//
40歳～	介護保険法	H11.10	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//

介護保険(2)

介護保険(2)			ページ	財 源 内 訳			
				国	県	市	その他
		(カ) 通所介護（デイサービス）	117	○	○	○	○
		(キ) （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	117	○	○	○	○
		(ク) （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）	118	○	○	○	○
		(ケ) （介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）	118	○	○	○	○
		(コ) （介護予防）特定施設入居者生活介護	118	○	○	○	○
		(サ) （介護予防）福祉用具貸与	119	○	○	○	○
		(シ) 特定（介護予防）福祉用具販売	119	○	○	○	○
		(ス) （介護予防）住宅改修費支給	119	○	○	○	○
		(セ) 居宅介護支援（介護予防支援）	120	○	○	○	○
	イ. 地域密着型サービス		120				
		(ア) （介護予防）小規模多機能型居宅介護	120	○	○	○	○
		(イ) 夜間対応型訪問介護	120	○	○	○	○
		(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	120	○	○	○	○
		(エ) （介護予防）認知症対応型通所介護	121	○	○	○	○
		(オ) （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	121	○	○	○	○
		(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	121	○	○	○	○
		(キ) 看護小規模多機能型居宅介護	121	○	○	○	○
		(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	122	○	○	○	○
	(ケ) 地域密着型通所介護	122	○	○	○	○	
	ウ. 施設サービス		122				
		(ア) 介護老人福祉施設サービス	122	○	○	○	○
		(イ) 介護老人保健施設サービス	122	○	○	○	○
		(ウ) 介護療養施設サービス	122	○	○	○	○
		(エ) 介護医療院サービス	123	○	○	○	○
	(3) 支給限度額		123				
	ア. 居宅サービス		123	○	○	○	○
	イ. 福祉用具購入費		123	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//

介護保険(3)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ウ. 住宅改修費	123	○	○	○	○
	エ. 限度額を設けないサービス	123	○	○	○	○
	(4) 利用者負担額	124				
	ア. 介護（介護予防）サービス費	124	○	○	○	○
	イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費	124	○	○	○	○
	ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス	124	○	○	○	○
	エ. 施設への入所サービス	124	○	○	○	○
	オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費	124	○	○	○	○
	カ. 高額介護（介護予防）サービス費	126	○	○	○	○
	キ. その他	126	○	○	○	○
	(5) 介護保険サービス事業所数	127		○	○	
	(6) 保険給付費の状況	128	○	○	○	○
5.	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	128				
	(1) 計画の期間	128			○	
	(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	128				
	ア. 委員の構成	128			○	
	イ. 審議会の開催	128			○	
6.	介護サービスの質の向上	129				
	(1) 介護サービス事業所の指導	129			○	
	(2) 介護サービス相談員派遣事業	129	○	○	○	
	(3) 介護保険サービス審議会の開催	129				
	ア. 委員の構成	129			○	
	イ. 審議会の開催	129			○	
	(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催	129			○	
7.	介護人材の確保	130				
	(1) 訪問型サービス・活動Aヘルパー養成研修	130	○	○	○	
8.	地域包括支援センター	130	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	//	//	//
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10.10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10.10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	//	//	//
40歳～		H12. 4	//
18歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 3	介 護 保 険 課
65歳～	大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例	H18. 4	人 生 100 年 推 進 課

介護保険(4)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
9. 介護予防・日常生活支援総合事業	131				
(1) サービス・活動事業	131	○	○	○	○
ア. 通所型サービス	131	○	○	○	○
イ. 訪問型サービス	132	○	○	○	○
(2) 一般介護予防事業	133				
ア. 介護予防サポーター養成事業	133	○	○	○	○
イ. 一般介護予防普及啓発事業	133	○	○	○	○
ウ. タブレットを活用した認知機能検査（脳の健康度チェック）	134	○	○	○	○
エ. 認知症予防コグニサイズ事業	134	○	○	○	○
オ. コグニバイク事業	134	○	○	○	○
カ. 介護予防ポイント事業	134	○	○	○	○
キ. 地域リハビリテーション活動支援事業（病院委託分）	134	○	○	○	○
ク. 地域リハビリテーション活動支援事業（大和市社会福祉協議会委託分）	135	○	○	○	○
ケ. 介護予防把握事業	135	○	○	○	○
10. 在宅医療・介護連携支援事業	135	○	○	○	
11. 認知症総合支援事業	136				
(1) 認知症初期集中支援推進事業	136	○	○	○	
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業	136	○	○	○	
12. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業	136	○	○	○	
13. 介護者教室事業	137	○	○	○	
14. 生活支援体制整備事業	137	○	○	○	
15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	137	○	○	○	
16. 認知症サポーター養成講座	137	○	○	○	
17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座	138	○	○	○	
18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）	138	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	健康づくり推進課
60歳～	//	//	健康づくり推進課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	//	//	//
65歳～	//	//	//
65歳～	大和市介護予防ポイント事業実施要綱	H25. 7	健康づくり推進課
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	H29. 4	//
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	R 3. 4	//
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H23. 4	//
65歳～	大和市在宅医療・介護連携支援センター事業実施要領	H28. 4	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市認知症初期集中支援推進事業実施要領	H27. 5	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市認知症地域支援・ケア向上推進事業要領	H27.11	//
65歳～	大和市認知症相談・介護者交流会事業実施要領	H29. 4	//
65歳～	介護者教室事業実施要領	H13. 4	//
65歳～	大和市生活支援体制整備事業実施要綱	H29. 4	//
40歳～	認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱	H29. 8	介 護 保 険 課
	大和市認知症の人への支援に関する要綱	H19. 4	人 生 100 年 推 進 課
	//	H29. 4	//
	//	R 5. 4	//

介護保険

介護保険制度の目的

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により要介護状態となった者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法に基づいて、必要な介護サービスに係る給付を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした社会保険制度であり、平成 12 年 4 月から施行されている。

1. 被保険者

(1) 被保険者の資格

次のいずれかに該当する者が被保険者とされる。(第一号と第二号では、保険給付を受けられる条件や保険料の取扱いが異なる。)

◎第一号被保険者 大和市内に住所を有する 65 歳以上の者

◎第二号被保険者 大和市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

住所地特例者・・・介護保険施設等への入所により、住所を変更した場合は、変更前の住所地の市町村の被保険者となる。

(2) 第一号被保険者数

	5	6	7
前期高齢者（65～74 歳）	25,006	24,172	23,768
後期高齢者（75 歳以上）	33,448	34,485	35,365
（再掲）75 歳～85 歳	24,064	24,646	24,695
（再掲）85 歳以上	9,384	9,839	10,670
（再掲）住所地特例者	473	490	571
合 計	58,454	58,657	59,133

(給付係)

2. 保険料

第一号被保険者と第二号被保険者では、算定、徴収の方法が異なる。

(1) 第一号被保険者

ア. 算 定 所得段階に応じた定額保険料

基準額に 20 段階の標準割合を乗じて得た額

基準額は介護保険事業計画策定の際に見直し（3 年ごと）

令和 6 年度～令和 8 年度基準額 77,820 円（第 6 段階の年額）

所得別保険料額（令和８年度）

	所得基準	標準割合	保険料額(年)(円)
第１段階被保険者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.285 ※1	22,179 ※1
第２段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が82万6,500円以下	0.285 ※1	22,179 ※1
第３段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が82万6,500円超120万円以下	0.485 ※1	37,742 ※1
第４段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が120万円超	0.685 ※1	53,306 ※1
第５段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が82万6,500円以下	0.9	70,038
第６段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額が82万6,500円超	1.0	77,820
第７段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が125万円未満	1.1	85,602
第８段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が125万円以上、210万円未満	1.2	93,384
第９段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が210万円以上、320万円未満	1.5	116,730
第10段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が320万円以上、420万円未満	1.7	132,294
第11段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が420万円以上、520万円未満	1.9	147,858
第12段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が520万円以上、620万円未満	2.1	163,422
第13段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が620万円以上、720万円未満	2.3	178,986
第14段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が720万円以上、800万円未満	2.4	186,768
第15段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が800万円以上、1,000万円未満	2.7	210,114
第16段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が1,000万円以上、1,500万円未満	3.1	241,242
第17段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が1,500万円以上、2,000万円未満	3.6	280,152
第18段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が2,000万円以上、2,500万円未満	3.85	299,607
第19段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が2,500万円以上、3,500万円未満	4.3	334,626
第20段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が3,500万円以上	5.2	404,664

※1 公費による軽減後の割合および保険料額

(保険管理係)

※2 合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

介護保険

段階別被保険者数

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
被保険者数	1,967	6,804	4,482	3,590	6,773	7,810	6,461	9,355
割合 (%)	3.33	11.51	7.58	6.07	11.45	13.21	10.93	15.82

	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
被保険者数	5,475	2,497	1,306	606	365	199	360	447
割合 (%)	9.26	4.22	2.21	1.02	0.61	0.33	0.61	0.76

	第17段階	第18段階	第19段階	第20段階	合計
被保険者数	208	118	122	188	59,133
割合 (%)	0.35	0.20	0.21	0.32	100.00

(保険管理係)

- イ. 徴 収 老齢(退職)等年金の額が年額 18 万円以上の者は年金から天引き（特別徴収）
 平成 18 年度から、障害年金、遺族年金も特別徴収の対象
 無年金及び老齢(退職)等年金の額が年額 18 万円未満の者は納付書払い（普通徴収）

ウ. 減免制度

以下のような場合に、保険料の減免制度が適用される。

(ア) 財産を損失（震災・火災等の災害）した場合

損失の割合が 7 割 以 上であれば、10 割を減免

// 5～7 割未満 // 7 割 //

// 3～5 割未満 // 5 割 //

(イ) 収入が著しく減った（入院・失業等）場合

収入が生活保護基準額未満 (減免後の保険料)17,704 円

// 生活保護基準額の 120%未満 (減免後の保険料)35,408 円

(ウ) 生活が著しく苦しい者の場合

対象は第 1 段階～第 4 段階 (減免後の保険料)17,704 円

(エ) 東日本大震災により被災、避難した場合

帰還困難区域、居住制限区域等に住所を有して
いた者 10 割

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、 重篤な傷病、収入減少等の場合の減免制度を新設 令和 2 年 2 月～令和 6 年 3 月までの期間限定、 減免額は個別に計算。

減免制度適用件数

	5	6	7
財産損失	0	0	0
収入減少	0	0	0
生活困窮	20	20	19
被災者	3	3	3
コロナ	0	0	0

(保険管理係)

(2) 第二号被保険者

ア. 算 定 加入している医療保険制度の保険料算定方法による。

(ア) 社会保険等加入者 標準報酬月額等 × 介護保険料率（事業主が2分の1を負担）

(イ) 国民健康保険加入者 所得割 + 均等割 + 平等割 （保険料と同額の国庫負担あり）

イ. 徴 収 医療保険の保険料と一括して徴収

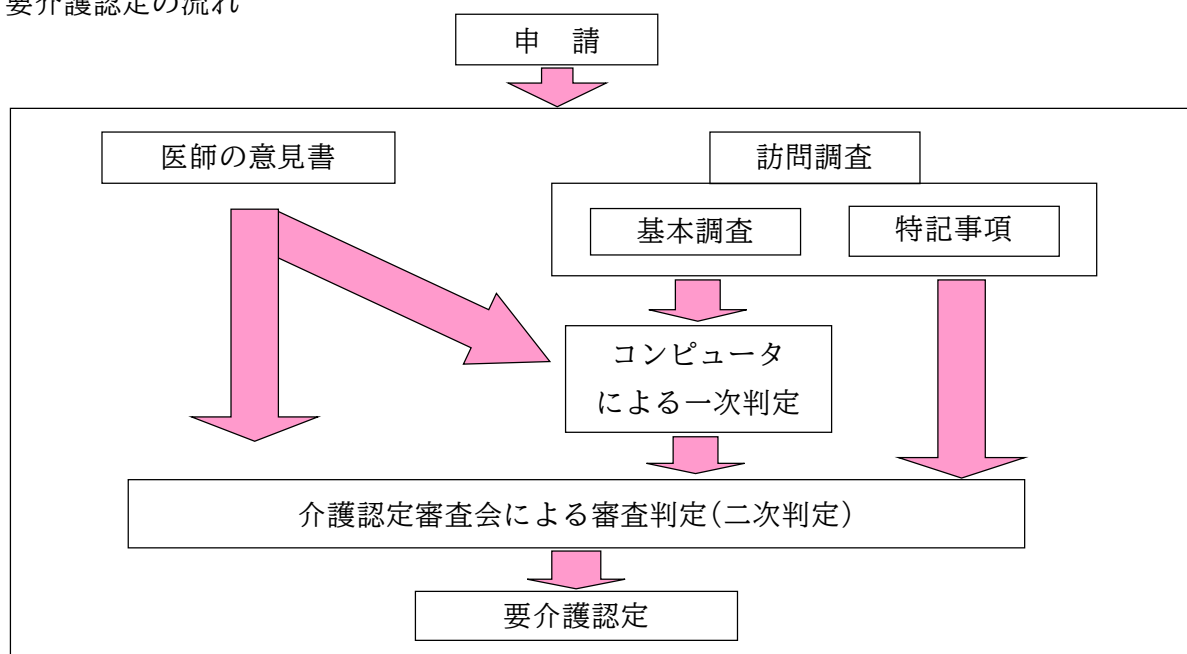
（各医療保険者・保険年金課）

3. 要介護認定

(1) 要介護認定とは

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）となった場合に介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態の程度（要介護1～5、要支援1・2又は非該当）の判定を行うのが要介護認定である。判定は市に設置された介護認定審査会で行われる。

(2) 要介護認定の流れ



要介護度は、国の基準に基づき、訪問調査時に行う基本調査から算出される一次判定結果、及び調査票の特記事項と主治医の意見書による医学的見解を、保健・医療・福祉に関する専門家で構成される介護認定審査会で合議し判定（二次判定）される。

（認定係）

介護保険

(3) 認定申請者数

			5	6	7
申 請 総 件 数			8,998	8,646	9,563
(内訳)	第一号被保険者	前期高齢者	1,207	1,094	1,052
		後期高齢者	7,493	7,276	8,213
	第二号被保険者		298	276	298

※前期高齢者……65歳～74歳、後期高齢者……75歳以上

(認定係)

(4) 調査実施件数

			5	6	7
総 件 数			8,596	8,216	8,963
(内訳)	事業者委託分		1,896	1,608	2,118
	市職員実施分		6,700	6,608	6,845

(認定係)

(5) 審査判定状況（年間累計）

(単位：件)

			二次判定結果										
			非該当	要支援		要介護					合計	判定変更①	
				1	2	1	2	3	4	5		上方	下方
一次判定結果	非該当		114	111	3	7	0	0	0	0	235	121	
	要支援	1	4	913	67	40	0	0	0	0	1,024	107	4
		2	0	8	1,063	145	2	0	0	0	1,218	147	8
	要介護	1	0	0	2	1,587	114	1	0	0	1,704	115	2
		2	0	0	0	1	1,423	103	0	0	1,527	103	1
		3	0	0	0	0	0	1,034	119	1	1,154	120	0
		4	1	0	0	0	0	0	1,036	117	1,154	117	1
		5	0	0	0	0	0	0	1	895	896		1
	合計		119	1,032	1,135	1,780	1,539	1,138	1,156	1,013	8,912	830	17
	判定変更②		5	119	72	193	116	104	120	118	847		

(認定係)

※この他に認定取り消し審査5件あり（合計8,917件）

※判定変更① 一次判定の要介護度が二次判定で変更された件数。

※判定変更② 二次判定結果から見た一次判定から要介護度が変更されている件数。

※介護認定審査会において審査判定が行われた件数であるため要介護認定者数とは異なる。

判定変更状況

(単位：件)

ランク上	1 ランク	776	ランク下	1 ランク	16
	2 ランク	47		2 ランク	0
	3 ランク	7		3 ランク	0
	4 ランク	0		4 ランク	0
	5 ランク	0		5 ランク	0
	6 ランク	0		6 ランク	1
	7 ランク	0		7 ランク	0
計		830			17

(認定係)

※判定変更とは、一次判定結果を二次判定で変更することをいう。

更新認定状況（前回の介護度との比較）

(単位：件)

前回の介護度 更新認定後	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
前 回 より ラ ン ク 上	154	114	341	189	187	157	—	1,142
前 回 と 同 ラ ン ク	200	308	456	374	234	262	212	2,046
前 回 より ラ ン ク 下	20	151	147	247	191	215	126	1,097
合 計	374	573	944	810	612	634	338	4,285

(認定係)

区分変更認定状況（前回の介護度との比較）

(単位：件)

前回の介護度 区分変更認定後	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
前 回 より ラ ン ク 上	253	321	492	394	204	42	—	1,706
前 回 と 同 ラ ン ク	9	25	27	24	16	2	0	103
前 回 より ラ ン ク 下	0	1	0	1	1	11	16	30
合 計	262	347	519	419	221	55	16	1,839

(認定係)

介護保険

(6) 要介護認定者数（年度末現在）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
5	第一号被保険者	1,268	1,623	2,456	2,073	1,506	1,413	910	11,249
	65歳以上75歳未満	173	192	276	221	145	155	103	1,265
	75歳以上85歳未満	624	747	1,027	801	545	465	336	4,545
	85歳以上	471	684	1,153	1,051	816	793	471	5,439
	第二号被保険者	30	35	52	68	37	43	41	306
	総 数	1,298	1,658	2,508	2,141	1,543	1,456	951	11,555
	構 成 比	11.2%	14.4%	21.7%	18.5%	13.4%	12.6%	8.2%	100.0%

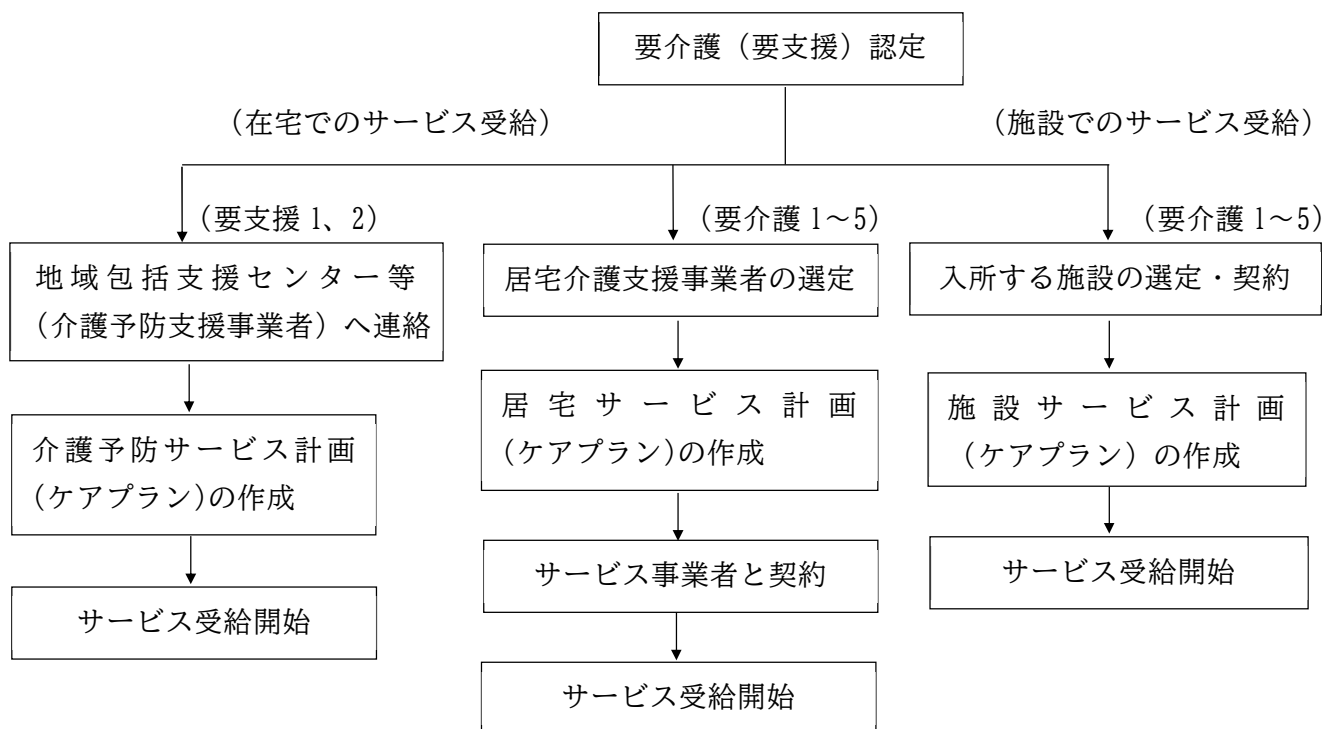
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
6	第一号被保険者	1,269	1,703	2,543	2,162	1,560	1,420	938	11,595
	65歳以上75歳未満	128	176	260	218	137	130	114	1,163
	75歳以上85歳未満	639	801	1,102	821	529	438	352	4,682
	85歳以上	502	726	1,181	1,123	894	852	472	5,750
	第二号被保険者	23	42	57	74	42	50	37	325
	総 数	1,292	1,745	2,600	2,236	1,602	1,470	975	11,920
	構 成 比	10.8%	14.6%	21.9%	18.8%	13.4%	12.3%	8.2%	100.0%

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
7	第一号被保険者	1,481	1,717	2,555	2,190	1,583	1,420	946	11,892
	65歳以上75歳未満	155	164	240	211	130	119	110	1,129
	75歳以上85歳未満	704	771	1,052	805	507	427	340	4,606
	85歳以上	622	782	1,263	1,174	946	874	496	6,157
	第二号被保険者	24	35	62	70	47	46	44	328
	総 数	1,505	1,752	2,617	2,260	1,630	1,466	990	12,220
	構 成 比	12.3%	14.3%	21.4%	18.5%	13.4%	12.0%	8.1%	100.0%

（給付係）

4. 保険給付

(1) 認定からサービスの受給まで



(2) 給付対象サービスと利用実績

利用実績については、4月から翌年3月までに市に請求されたものについて集計した。

- ① 延べ利用者数は、各月の利用者の合計となっている。
- ② 区分の要介護は、要介護者を対象とした介護サービスの実績値
- ③ 区分の要支援は、要支援者を対象とした介護予防サービスの実績値

ア. 居宅サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など身体の介助や調理、洗濯、掃除など生活の援助を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	22,571	22,674	22,879
利 用 回 数	要介護	312,847	326,314	334,359

（給付係）

介護保険

(イ) (介護予防) 訪問入浴介護

看護師と介護職員が訪問入浴車で利用者の自宅を訪問し、居室内に浴槽を持ち込み、入浴介助を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	2,016	2,012	1,810
	要支援	1	0	0
	計	2,017	2,012	1,810
利 用 回 数	要介護	9,620	9,463	8,536
	要支援	1	0	0
	計	9,621	9,463	8,536

(給付係)

(ウ) (介護予防) 訪問看護

看護師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	16,871	17,632	19,215
	要支援	2,119	2,308	2,591
	計	18,990	19,940	21,806
利 用 回 数	要介護	92,844	101,220	111,159
	要支援	9,317	10,455	11,917
	計	102,161	111,675	123,076

(給付係)

(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、機能訓練を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	1,823	1,930	1,825
	要支援	223	287	308
	計	2,046	2,217	2,133
利 用 回 数	要介護	11,112	11,675	10,978
	要支援	1,086	1,299	1,621
	計	12,198	12,974	12,599

(給付係)

(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の管理及び専門的な指導や助言を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	58,654	65,092	70,294
	要支援	2,648	3,057	3,236
	計	61,302	68,149	73,530
利 用 回 数	要介護	126,358	141,783	155,226
	要支援	5,320	6,161	6,390
	計	131,678	147,944	161,616

(給付係)

(カ) 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター (日帰り介護施設) で、食事、入浴、健康チェックなどの生活支援を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	26,377	27,647	28,583
利 用 回 数	要介護	246,576	264,479	262,464

(給付係)

(キ) (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院などで、理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	7,416	7,566	7,976
	要支援	1,988	2,330	2,649
	計	9,404	9,896	10,625
利 用 回 数	要介護	53,989	52,879	56,314
	要支援	10,931	13,993	14,660
	計	64,920	66,872	70,974

(給付係)

介護保険

(ク) (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などで、食事、入浴など日常生活上の介護を短期間行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	6,001	5,632	5,694
	要支援	97	108	128
	計	6,098	5,740	5,822
利 用 回 数	要介護	66,530	62,668	63,667
	要支援	571	572	759
	計	67,101	63,240	64,426

(給付係)

(ケ) (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

保健・医療施設で日常生活上の介護、機能訓練、その他必要な医療を短期間行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	172	249	278
	要支援	3	1	0
	計	175	250	278
利 用 回 数	要介護	1,046	1,510	1,969
	要支援	12	4	0
	計	1,058	1,514	1,969

(給付係)

(1) (介護予防) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事、入浴、排泄などに係わる介護や機能訓練、療養上の世話をを行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	6,461	6,865	7,237
	要支援	512	509	517
	計	6,973	7,374	7,754

(給付係)

(サ) (介護予防) 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる場合、レンタル費用の一部が支給される。

品目：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、
体位変換器、手すり（工事不要のもの）、スロープ（工事不要のもの）、歩行器、
歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	44,376	46,303	48,463
	要支援	9,188	9,960	10,726
	計	53,564	56,263	59,189

(給付係)

(シ) 特定（介護予防）福祉用具販売

指定を受けた事業所から福祉用具を購入する場合、購入費の一部が支給される。

(限度額あり)

品目：腰掛便座、入浴補助用具（いす等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、
自動排泄処理装置の交換可能部品

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	491	543	496
	要支援	126	121	130
	計	617	664	626

(給付係)

(ス) (介護予防) 住宅改修費支給

自立した生活が在宅で続けられるよう住宅を改修した場合、改修費用の一部が支給される。

(限度額あり)

対象となる改修工事：手すりの取り付け、段差の解消、
滑り防止・移動の円滑化のための床材変更、
引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	370	371	396
	要支援	186	179	168
	計	556	550	564

(給付係)

介護保険

(セ) 居宅介護支援（介護予防支援）

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	60,612	62,606	64,890
	要支援	11,718	12,811	13,760
	計	72,330	75,417	78,650

(給付係)

イ. 地域密着型サービス

(ア) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通所によるサービスを主に、訪問・泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	2,039	2,034	2,089
	要支援	268	218	163
	計	2,307	2,252	2,252

(給付係)

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や利用者の通報に応じて随時、訪問介護サービスを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	6	20	33

(給付係)

(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設（有料老人ホームなど）で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	0	0	0

(給付係)

(エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象としたデイサービスセンター（日帰り介護施設）で、家庭的な雰囲気の中に入浴、食事介助、リハビリテーション、レクリエーションなどのサービスを行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	846	808	834
	要支援	1	0	0
	計	847	808	834
利 用 回 数	要介護	8,256	7,511	7,942
	要支援	1	0	0
	計	8,257	7,511	7,942

(給付係)

(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の人を対象に、家庭的な雰囲気での共同生活の中で、日常生活の介護を行う。

		5	6	7
延べ利用者数	要介護	3,730	3,852	3,922
	要支援	37	37	23
	計	3,767	3,889	3,945

(給付係)

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	339	343	344

(給付係)

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	942	953	1,048

(給付係)

介護保険

(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行う。

	5	6	7
延べ利用者数	170	447	754

(給付係)

(ケ) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

	5	6	7
延べ利用者数	8,325	8,489	8,947
利 用 回 数	65,044	65,332	67,840

(給付係)

ウ. 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者（平成27年4月以降は、原則要介護3以上のみ）に対し提供されるサービス。日常生活に常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活全般の介護や健康管理を行う。

	5	6	7
延べ利用者数	10,476	10,495	10,626

(給付係)

(イ) 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設（老人保健施設）に入所する要介護者に対し提供されるサービス。病状が安定期にあり、慢性期医療とリハビリによって家庭復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	5,062	4,731	4,653

(給付係)

(ウ) 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し提供されるサービス。急性期の医療が済み長期療養する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う。

	5	6	7
延べ利用者数	44	1	0

(給付係)

(エ) 介護医療院サービス

介護医療院に入所する要介護者に対し提供されるサービス。長期療養する要介護者に対し、医療のほか生活の場としての機能も備え、日常生活上の介護などを行う。

	5	6	7
延べ利用者数	377	416	450

(給付係)

(3) 支給限度額

保険が適用される居宅サービスについては、要介護状態区別に介護給付費支給の上限が定められており、サービスの種類によって単位（金額）で管理されている。

ア. 居宅サービス

(令和 8 年 4 月現在)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与の各サービス、及び短期入所サービスを受給する場合の限度額。提供する事業者の設備や職員体制、また利用者の要介護状態区分により各サービスの単位（金額）は異なる。1 か月を単位とした上限額（単位）で管理されている。

要介護状態 区分	支給限度	
	月額（円）	月単位数
要支援 1	50,320	5,032
要支援 2	105,310	10,531
要介護 1	167,650	16,765
要介護 2	197,050	19,705
要介護 3	270,480	27,048
要介護 4	309,380	30,938
要介護 5	362,170	36,217

※1 単位＝10.00 円と換算して記載。

実際の上限額は、サービスの種類ごとに定められている単位数に 10.00～11.40 円の地域単価を乗じて得た額となる。

(給付係)

イ. 福祉用具購入費

要介護状態区分にかかわらず年間 10 万円を限度額とする。

ウ. 住宅改修費

要介護状態区分にかかわらず 20 万円を限度額とする。

エ. 限度額を設けないサービス

(ア) (介護予防) 居宅療養管理指導

要介護状態区分にかかわらず 1 か月ごとに定められた回数とする。

(イ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、施設入所サービスは、種類と入所（居）者の要介護状態区分により支給額が決定される。

介護保険

(4) 利用者負担額

ア. 介護（介護予防）サービス費

介護サービス費は単位制のため、金額はサービス別に定められた「単位」にサービス事業所の所在地ごとに定められた率を乗じて算出される。大和市内の事業所から受けたサービスの場合の費用は、サービスの種類により 10.00～11.40 円を乗じて得た額であり、所得区分に応じて、サービス費用のうちの 1 割から 3 割が利用者の負担となる。

イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費

全額が保険給付されるため、利用者の負担はない。

ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、滞在費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

エ. 施設への入所サービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、居住費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者への負担軽減を図るため、所得や資産の状況に応じ、食費、居住費（滞在費）の利用者負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給する。

※令和 3 年 8 月から利用者負担段階の区分・資産要件のほか、施設入所・短期入所の食費の利用者負担限度額が見直された。

低所得者の所得段階別負担限度額

(令和 8 年 4 月現在) (単位: 円)

利用者負担段階	居住費 (滞在費)				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	短期入所
第 1 段階 生活保護受給者、市民税 世帯非課税で老齢福祉年 金受給者	880	550	550 (380)	0	300	300
第 2 段階 預貯金等の上限額: 650 万円 市民税世帯非課税で、合 計所得金額と公的年金収 入額の合計が 80 万 9,000 円以下の者	880	550	550 (480)	430	390	600
第 3 段階① 預貯金等の上限額: 550 万円 市民税世帯非課税で、合 計所得金額と公的年金収 入額の合計が 80 万 9,000 円超 120 万円以下の者	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650 【680】	1,000 【1,030】
第 3 段階② 預貯金等の上限額: 500 万円 市民税世帯非課税で、合 計所得金額と公的年金収 入額の合計が 120 万円を 超える者	1,370 【1,470】	1,370 【1,470】	1,370 (880) 【1,470】 【(980)】	430 【430】 【530】	1,360 【1,420】	1,300 【1,360】

(給付係)

※公的年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）収入も含まれる。

※第 2 号被保険者の預貯金等の上限は 1,000 万円

※夫婦の場合は預貯金等の上限が +1,000 万円

※従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した際の金額

※令和 8 年 8 月から「80 万 9,000 円」が「82 万 6,500 円」、居住費等・食費が【 】内の金額（【530】は、介護老人福祉施設と介護老人保健施設及び介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の金額）に変わる。

特定入所者介護（介護予防）サービス費給付上限額（基準費用額）

(令和 8 年 4 月現在)

利用者負担段階	居住費 (滞在費) (円/日)	食費 (円/日)
基準費用額	ユニット型個室	2,066
	ユニット型準個室	1,728
	従来型個室（特養・短期入所）	1,231
	従来型個室（老健・医療院）	1,728
	多床室（特養・短期入所）	915
	多床室（老健・医療院）	437
		1,445 【1,545】

(給付係)

介護保険

※特定入所者介護（介護予防）サービス費支給額算定の考え方

$\boxed{\text{特定入所者介護（介護予防）サービス費}} = \boxed{\text{基準費用額}} - \boxed{\text{所得段階別負担限度額}}$
 （施設の設定する食費・居住費（滞在費）の額が基準費用額を下回る場合は、施設の設定する額と負担限度額との差額を支給する。）

※令和 8 年 8 月から、食費が【 】内の金額に変わる。

カ. 高額介護（介護予防）サービス費

1 か月に受けたサービスの自己負担額が自己負担上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。

（単位：円）

		自己負担上限額 (1 月当たりの合計)
生活保護受給者		15,000（個人）
利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000（世帯）
市民税非課税世帯	本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万 9,000 円以下の人又は老齢福祉年金の受給者	15,000（個人）
	世帯員全員が市民税非課税	24,600（世帯）
市民税課税世帯で世帯の中で最も所得が高い第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の課税所得が	380 万円未満に相当する方がいる世帯	44,400（世帯）
	380 万円以上 690 万円未満に相当する方がいる世帯	93,000（世帯）
	690 万円以上に相当する方がいる世帯	140,100（世帯）

（給付係）

※令和 3 年 8 月から現役並み所得の区分が細分化され、上限額が一部見直されています。

キ. その他

(ア) 災害時の利用者負担軽減

	5	6	7
件 数	3	2	2

（給付係）

(イ) 特別養護老人ホーム旧措置入所者の激変緩和措置

	5	6	7
件 数	0	0	0

（給付係）

(5) 介護保険サービス事業所数 (カッコ内は、介護予防事業所数)

サービス種類	5	6	7	備 考
居宅介護支援	53	54	56	
介護予防支援	9	13	12	
訪問介護	52	51	51	
(介護予防) 訪問看護	79(79)	79(79)	83(82)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問リハビリテーション	24(24)	29(29)	30(29)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問入浴	6(6)	6(6)	6(6)	
通所介護	40	41	40	
(介護予防) 通所リハビリテーション	11(11)	10(10)	10(10)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 短期入所生活介護	18(18)	18(18)	17(17)	
(介護予防) 短期入所療養介護	5(5)	5(5)	5(5)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	20(17)	20(17)	20(17)	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	4(4)	4(4)	4(4)	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8(8)	8(8)	8(8)	
夜間対応型訪問介護	1	1	1	
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	4	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	10(10)	11(10)	10(10)	養護老人ホームを除く
(介護予防) 特定福祉用具販売	10(10)	10(10)	10(10)	
(介護予防) 福祉用具貸与	11(11)	10(10)	10(10)	
地域密着型通所介護	28	26	27	
介護老人福祉施設	10	12	12	令和6年度より、従来型とユニット型を併設している施設(和喜園、ほの里南林間)については、それぞれを別施設としてカウント
介護老人保健施設	5	5	5	
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0	0	

(事業者指導係)

介護保険

※参考 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所数

訪問型サービス

	5	6	7	備 考
訪問型従前相当サービス	39	42	35	
訪問型サービス・活動A（基準緩和）	5	4	4	

（事業者指導係）

通所型サービス

	5	6	7	備 考
通所型従前相当サービス	59	55	57	

（事業者指導係）

(6) 保険給付費の状況

4月審査分から翌年3月審査分までを1年とする会計年度ごとの状況（単位：円）

	5	6	7
居宅介護サービス費	8,198,386,903	8,628,500,461	9,117,198,657
地域密着型サービス費	2,440,373,466	2,568,291,767	2,722,471,510
施設介護サービス費	4,576,830,453	4,609,814,599	4,648,398,915
福祉用具購入費	16,464,362	18,373,799	18,753,923
住宅改修費	45,763,929	45,663,253	47,543,821
サービス計画給付費	989,667,880	1,038,144,945	1,093,710,956
審査支払手数料	14,112,270	14,824,125	15,578,100
高額サービス等諸費	516,260,024	553,812,032	576,729,708
特定入所者介護サービス等諸費	230,665,462	219,494,405	212,853,668
被災利用者負担支援経費	540,363	403,925	405,964
保険給付費合計	17,029,065,112	17,697,323,311	18,453,645,222

（給付係）

5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市の実情に合わせた高齢者福祉サービスを計画的に展開するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。

(1) 計画の期間 1期 3年

(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会

ア. 委員の構成 保健医療に関する団体等の者（3人）社会福祉事業に従事する者（2人）、
関係行政機関の職員（1人）、学識経験者（1人）、
被保険者（一般公募1人）、その他市長が必要と認めた者（6人） 計14人

イ. 審議会の開催 令和7年度 開催数 2回

（人生100年推進課、介護保険課）

6. 介護サービスの質の向上

介護保険制度を円滑に運営していくためには、介護サービスの量の確保と同時に介護サービスの質を向上させることが大切であり、そのための施策の展開を積極的に進めている。

(1) 介護サービス事業所の指導

市が指定する地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対して、集団指導、運営指導を行っている。

また、事業所に対する利用者やその家族などからの苦情や相談を受け付け、聞き取りなどの調査を行い、必要に応じて事業所に改善を求めるなど、問題の解決に努めている。

運営指導件数

	5	6	7
事業所数	65	73	70

(事業者指導係)

(2) 介護サービス相談員派遣事業

平成 13 年度から、介護サービス相談員を市内の介護保険施設等に派遣。利用者とのコミュニケーションの中で疑問や不満を聞き出し、それらが苦情に至る前に改善できるよう、相談結果を毎月事業者に報告している。

介護サービス相談員数及び派遣事業所数

	5	6	7
介護サービス相談員数	6	6	5
派遣事業所数	0	0	6

(事業者指導係)

※介護サービス相談員数は、各年度末現在の人数

※令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣事業を控えているため減少している。

(3) 介護保険サービス審議会の開催

平成 18 年度から制度化された地域密着型サービス事業者の選定や条例制定等に関する事項についての審議を行っている。

ア. 委員の構成 人権擁護に関する学識経験者、介護施設事業者、要介護認定審査員 (2 人)、居宅介護支援事業者 (2 人)、被保険者 (一般公募 3 人) 計 9 人以内

イ. 審議会の開催 令和 5 年度 会議数 1 回
令和 6 年度 会議数 2 回
令和 7 年度 会議数 1 回

(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催

サービスによっては、各事業所が連絡会を設けており、市がオブザーバーで参加している。

また、介護支援専門員の活動に役立ててもらうため、介護保険制度の改正や市が取り組んでいる事等について、年 2 回程度情報提供している。

(事業者指導係)

7. 介護人材の確保

(1) 訪問型サービス・活動Aヘルパー養成研修

比較的軽い介護を必要とする人に調理や洗濯などの生活援助を行うヘルパーを養成する。

日程：2日間

内容：介護保険制度、訪問型サービス・活動Aの基本理解、ヘルパーとしての職業倫理など

費用：無料

研修実施回数及び修了者数

	5	6	7
回数	4	4	4
修了者数	19	13	53

(事業者指導係)

8. 地域包括支援センター

高齢の方の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、健康医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が相談を受け、総合相談、介護予防ケアプラン作成、権利擁護、高齢者虐待防止の業務を実施。

市内9箇所 下鶴間つきみ野、中央林間、南林間、鶴間、深見大和、上草柳・中央、福田北、福田南、桜丘・和田

地域包括支援センター実績

	5	6	7
延べ電話・来所件数	74,424	77,611	73,710
延べ訪問件数	14,903	14,984	17,787
延べ利用者基本情報作成件数	1,582	1,518	1,797
延べ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(A・B)のケアプラン作成件数	21,860	23,325	24,646

(いきいき推進係)

地域包括支援センター地域ケア会議実績

	5	6	7
地域ケア会議実施地域包括支援センター数	9	9	9
地域包括支援センター地域ケア会議開催回数	56	54	50

(いきいき推進係)

9. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス・活動事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として、要介護状態となることを予防することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施。

要支援・要介護等の認定を受けていない 65 歳以上の市民を対象とした基本チェックリストをもとに、要介護状態等となるおそれの高い総合事業対象者を把握するとともに、把握した総合事業対象者に対して介護予防講座等への受講勧奨を行う。

	5	6	7
基本チェックリスト回答者数	947	33,796	416

(健康づくり推進課、人生 100 年推進課)

※令和 6 年度は基本チェックリスト回答者数に介護予防アンケート回答者を含む

ア. 通所型サービス

(ア) 介護予防通所型サービス事業

	5	6	7
延べ利用者数	10,602	11,638	12,646
利用回数	59,010	64,139	68,948

(介護保険課給付係)

(イ) 通所型・活動サービス C 事業

運動機能向上講習

	5	6	7
実施クール	13	13	12
実数 (人)	123	108	116
延べ数 (人)	1,443	1,280	1,342

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

口腔ケア講習

	5	6	7
実施クール	2	2	3
実数 (人)	21	11	19
延べ数 (人)	242	119	225

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

心身機能向上講習

	5	6	7
実施クール	18	16	17
実数 (人)	132	136	142
延べ数 (人)	1,656	1,623	1,617

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

介護保険

イ. 訪問型サービス

(ア) 訪問型サービス事業

訪問型従前相当サービス

	5	6	7
延べ利用者数	5,217	5,178	5,205
利用回数	28,922	28,586	29,364

訪問型サービス・活動A

	5	6	7
延べ利用者数	81	34	13
利用回数	475	235	112

(介護保険課給付係)

(イ) 訪問型サービス・活動C事業

a 訪問型サービス・活動C事業の 訪問数

(保健師・理学療法士・歯科衛生
士・管理栄養士の訪問)

	5	6	7
実数(人)	67	68	76
延べ数(人)	201	216	254

(人生100年推進課いきいき推進係)

b 訪問型サービス・活動C事業以 外の訪問数

(保健師の訪問)

	5	6	7
実数(人)	121	84	100
延べ数(人)	204	181	206

(人生100年推進課いきいき推進係)

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		5	6	7
延べ利用者数	ケアマネジメントA	9,200	9,748	10,399
	ケアマネジメントB	593	543	588
	計	9,793	10,291	10,987

(介護保険課給付係、人生100年推進課いきいき推進係)

(2) 一般介護予防事業

ア. 介護予防サポーター養成事業

介護予防と認知症に関する普及啓発及び地域における自発的な介護予防に資する活動の支援を目的として、市内 9 か所の地域包括支援センターにおいて 6 日間のプログラムである「介護予防サポーター講座」を開催する。その後、養成された介護予防サポーターと地域包括支援センターが自主活動を行う。

	5	6	7
介護予防サポーター講座受講・実人数	102	150	153
延べ人数	504	715	725
6 日間受講した修了証交付者数	64	86	92
地域包括支援センター・自主活動回数	316	410	383

(健康施策推進係)

イ. 一般介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢の方が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、公園に設置した健康遊具を活用した講座（健康寿命をのぼそう！まるごと講座、プチトレセミナー等）や介護予防セミナーなどにより、健康教育、健康相談等を行い、介護予防を普及・啓発する。

(ア) 健康教育（介護予防普及啓発事業）

		5	6	7
健康遊具を活用した講座 （健康寿命をのぼそう！まるごと講座、プチトレセミナー等）	回数	52	59	64
	延べ人数	597	875	970
介護予防セミナー （公共施設等）	回数	45	30	30
	延べ人数	731	524	544
介護予防運動セミナー （市内スポーツクラブ等）	回数	64	56	56
	延べ人数	456	474	519
認知症講演会	回数	1	2	1
	延べ人数	412	806	406
コグニサイズ セミナー	回数	7	10	10
	延べ人数	129	163	179

※令和 7 年度の介護予防セミナー（口腔・栄養）の 38 回 582 人は健康遊具を活用した講座の中で実施

(健康づくり推進課健康施策推進係、地域保健活動係、
人生 100 年推進課認知症施策推進係)

介護保険

(イ) 健康相談・介護相談（面接・電話等）

	5	6	7
延べ人数	1,888	2,071	3,792

（人生 100 年推進課）

ウ. タブレットを活用した認知機能検査

（脳の健康度チェック）

※令和 7 年度までの名称：

脳とからだの健康チェック

	5	6	7
回数	61	59	75
延べ人数	131	156	154

（認知症施策推進係）

エ. 認知症予防コグニサイズ事業

	5	6	7
教室数	2	2	2
延べ人数	554	563	459

（認知症施策推進係）

オ. コグニバイク事業

	5	6	7
延べ人数	338	944	736

（認知症施策推進係）

カ. 介護予防ポイント事業

介護保険第 1 号被保険者が、介護保険施設などにおけるお手伝いなどの介護予防ポイント活動を通じて、生きがいづくりや社会参加を促進すること、さらには活動を通じて介護予防に取り組むことを目的に実施。

	5	6	7
延べ人数	193	186	195

（健康施策推進係）

キ. 地域リハビリテーション活動支援事業

（病院委託分）

医療機関に委託し、介護予防を目的に自主活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職（理学療法士等）を派遣して、適切な運動内容や運動についての助言などを行い、住民運営の通いの場を充実させることを目的に実施。

	5	6	7
派遣回数	76	88	95
延べ人数	1,317	1,417	1,579

（健康施策推進係）

ク. 地域リハビリテーション活動支援事業

(大和市社会福祉協議会委託分)

社会福祉協議会に委託して実施しているひまわりサロンに看護師等を派遣し、適切な運動方法及び高齢の方の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、介護予防の推進を総合的に支援することを目的に実施。

	5	6	7
派遣回数	316	317	—
延べ人数	3,591	3,916	—

(健康施策推進係)

※令和7年度にふれあいネットワーク事業に統合。

ケ. 介護予防把握事業

高齢の方の介護予防や日常生活支援について必要とされるサービスやニーズを把握するため、要支援・要介護等の認定を受けていない65歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施。

※令和5年度は、令和4年度の介護予防アンケート未回答者の一部を対象にアンケートを実施。

	5	6	7
対象者数(人)	1,768	45,233	—
回答者数(人)	406	33,302	—
回答率(%)	23.0	73.6	—

※令和7年度は未実施。(健康施策推進係)

10. 在宅医療・介護連携支援事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を進めていく。平成28年4月より在宅医療・介護連携支援センターを設置し、事業の推進をしている。

(単位：回)

	5	6	7
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の検討に係る会議	16	16	16
医療・介護関係者の研修事業	13	14	14
地域住民への普及啓発事業	2	4	4
在宅医療・介護連携に関する相談(延べ件数)	112	113	106

(いきいき推進係)

1 1. 認知症総合支援事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施することにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための支援体制を構築する。

チーム員は認知症サポート医、保健師等の専門職で構成し、地域包括支援センター、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、医療機関等の関係機関と連携を図りながら事業を実施する。

	5	6	7
認知症初期集中支援チーム検討委員会	3	3	3
認知症初期集中支援チーム員会議	7	7	10
チーム員会議での検討件数（実数）	10	8	11

（認知症施策推進係）

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症コンシェルジュ（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症カフェ、認知症多職種協働研修等認知症施策の推進を図る。

	5	6	7
認知症カフェ	6	6	6
認知症カフェ参加者数	58	78	82
認知症カフェ運営補助事業申請団体数	3	3	3
認知症多職種協働研修開催数	2	2	2
認知症多職種協働研修参加者数	103	70	113

（認知症施策推進係）

1 2. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業

認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、公認心理師の視点で個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会を開催している。

	5		6		7	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
個別相談	9	16	9	18	11	25
介護者交流会	6	39	6	31	5	31

（認知症施策推進係）

13. 介護者教室事業

在宅において寝たきり、又は認知症のある要介護者等を介護する家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識及び技術の習得を目的として実施した。この事業は、市内の地域包括支援センター（9 か所）と在宅介護支援センター（1 か所）を設置する社会福祉法人に委託している。

	5	6	7
回数	44	42	40
延べ人数	582	448	419

（いきいき推進係）

14. 生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるように、高齢者福祉に関わる活動をする人が情報や意見の交換などを行う「協議体」の設置及び支援を必要とする人と支援の橋渡し、新たなサービスの創出や支援者を発掘する「支え合い推進員（コーディネーター）」の配置について、各地域への整備支援を行う。

平成 27 年 7 月に市内で活動する各団体を委員として「大和市高齢者生活支援サービス構築研究会」を立ち上げ、大和市における生活支援体制整備の基本方針をまとめ、平成 28 年 1 月以降、研究会の基本方針に基づき地域の組織に対して制度説明会を開催し、各地域（第 2 層）の協議体の設置に向けた取り組みを実施した。

その後、平成 29 年 7 月に研究会を市全体の生活支援体制整備の情報の共有及び連携の強化の場として「大和市生活支援・介護予防サービス第 1 層協議体」に移行した。

	5	6	7
第 2 層協議体の設置数	6	7	8

（長寿福祉係）

15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームの入居者のうち、一定の基準を満たす低所得の人を対象に家賃や食費、光熱水費の一部（1 か月あたり 30,000 円を上限）を助成する。（平成 29 年 8 月開始）

	5	6	7
助成人数	4	3	1

（給付係）

16. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民展開する。

	5	6	7
実施回数	58	68	55
認知症サポーター数	2,915	2,779	2,155

（認知症施策推進係）

17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座

認知症サポーターを対象とした講座で、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深め、地域での自主的な活動につなげることを目的にした講座を開催する。

	5	6	7
講座受講・実人数	94	30	27

(認知症施策推進係)

18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人が地域で望む暮らしを実現するため、認知症の人と認知症サポーターと一緒に活動する「チームオレンジ」の取り組みを地域包括支援センターで展開する。

	5	6	7
チーム数	14	18	18

(認知症施策推進係)